

劇的集団まわりみち'39 ハラスメント防止・対策ガイドライン

2022 年 9 月 8 日作成

〈目次〉

1. はじめに
2. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.3
3. ハラスメントとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.3
4. ハラスメント防止にむけて・・・・・・・・・・・・・・・・ p.5
5. 当劇団におけるハラスメントへの対応・・・・・・・・ p.6
6. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.6
7. 相談先リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.6
8. 参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.7

1. はじめに

私たち劇的集団まわりみち'39 は、これまで『すべてのものの今と未来のために』をコンセプトに、明日の世界へ虹を・橋を架ける作品を作ってきました。

これからも同じ思いで作品を作っていくにあたり、私たちは作品制作にかかる全工程において個人の尊厳・人格・身体を傷つけるいかなる行為（以下、ハラスメント）も許さない意志を示すとともに、演劇界の体質改善に寄与することを誓います。

演劇の現場はハラスメントに関して不透明・不明瞭であることが非常に多いです。新しい座組、初めて共演する俳優さん、初めてお世話になるスタッフさん、誰がどういう感覚を持ち他者とどんな風に接するかはある程度稽古が進まなければわかりません。もしかしたら終演までわからないこともあるかもしれません。その間、いつハラスメントの被害に遭うか、または無自覚に加害者になってしまうかお互いに不安を抱えたままでは健全な制作はできません。

このガイドラインはそういった不安を取り除き、制作に関わる全ての人が安心して活動するためのものです。

※今後も活動を行っていく中で振り返りをしながら内容を改定していきます。

2. 目的

このガイドラインは、劇的集団まわりみち'39 がどういったことをハラスメントと認識しているか・ハラスメントが起こった際にどのような措置を講じるかを提示し、それを全員で共有することで作品制作におけるハラスメントを防止することを目的にしています。

3. ハラスメントとは

ハラスメントとは、様々な場面において自身の尊厳や人権が脅かされる行為を指し、それによって安心・安全な生活環境が奪われたり、精神が危険にさらされたりするものです。受け手によっては深刻な人権侵害にあたる場合があります、そこにはジェンダー・民族・人種・障害等に無理解な差別的言動も含まれます。自分が意図していなかった場合でも、相手にとってはハラスメントにあたる場合があります。また、相手から明確なハラスメントの指摘・行為を拒否する意思表示がいつもあるとは限りません。各環境において権力を持つ人やグループの判断・説明に引きずられ、ハラスメントを受けた側に非があるように誘導するのもハラスメントになることがあるのです。

ハラスメントの事例として、以下のようなものが挙げられます。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的な言動や過度な身体接触などにより精神的・身体的苦痛を与えることです。

- ・稽古場において性的な話題を多く扱うこと
- ・自宅の場所、電話番号などのプライバシーをしつこく聞くこと
- ・恋人や配偶者の有無をしつこく聞くこと
- ・体型や仕草をからかうなど身体的特徴を話題にすること
- ・無断で他者の性的指向を公にすること
- ・性的指向、性自認をからかう発言をすること
- ・性差別に基づいた発言をすること

【パワー・ハラスメント】

権限や立場、経験や能力を背景に、自分より立場や年齢が下の人の人格的な尊厳を傷つけたりする言動・行為を指します。

- ・演出や指導において、人格を否定するような言葉を使うこと
- ・必要以上に長時間にわたる厳しい指導を行うこと
- ・年下や経験の浅い人に対して威圧的な態度で接すること
- ・身体的な攻撃をすること
- ・根拠のない悪評や誹謗中傷をばらまくこと

【レイシャル・ハラスメント】

人種・民族・国籍に関する不当な偏見や不適切な言動を指します。

※「ハーフ」はネガティブな印象を持たれる場合があります。現在は「ミックスルーツ」という言葉が適切です。

- ・人種・民族・国籍などに対する差別的な言動をすること
- ・出身について必要以上の質問をすること
- ・ルーツの国での事件やニュースを本人に結び付けること
- ・宗教上の行為を不当に制限すること

【その他】

- ・子どもや家族の送迎があり制作に参加できる時間が少なくなることを不当に扱うこと

※上記の事例はあくまで一例であり、限定列举ではありません。

4. ハラスメント防止に向けて

座組に関わる全員が、年齢・経験・立場などに関わらず対等な人間関係を築き、いつでも対話・相談できる環境を作ることが重要です。他者に対する敬意を常に持ち、お互いに尊重し合うことができれば自ずとハラスメントからは遠ざかると考えます。一方的でない、双方向のコミュニケーションもハラスメント防止には有効です。

劇団員は特にハラスメントに対する意識を高く持ち、座組内でハラスメントが生じていないか、または生じるような環境を作っていないかに注意を払います。座組に関わる皆さんもハラスメントに対する意識の向上に努め、ハラスメントが生じない環境づくりに協力していただければ幸いです。

【ハラスメントを受けてしまったら】

他者の言動や行動によって不快だと感じた場合は、可能であればその場で指摘してみましょう。例えば「容姿について言及してほしくありません」など、その場ではっきり伝えることで相手に自分の意志を表明することができます。

その場で指摘できなくても全く問題ありません。その場で指摘できなかった・ハラスメントかどうか判断できない場合は劇団相談窓口までご相談いただくか、第三者機関にご相談ください。

【ハラスメントを目撃したら】

「大丈夫？」と声をかけるなど、被害者が孤立しないよう行動しましょう。可能であればその場で行為者に注意しましょう。その際、被害者の立場や意思を尊重し、被害者が希望しないサポートは控えましょう。

第三者から見てハラスメントが疑われる場合は劇団相談窓口までご相談ください。

【ハラスメントの加害者にならないために】

ハラスメント加害をしない 100%有効な対策はありません。育ってきた環境・立場・価値観が多様なメンバーで構成されるのが組織というものです。自分にとって当たり前だと思ってきたことが意図せず他者を傷つけてしまう可能性は十分あります。できるだけ他者の視点を取り入れた行動を心がけることで、ハラスメント加害の防止が期待できます。

ハラスメントを指摘された場合は直ちに謝罪し、関係の回復に努めてください。その際「自分はハラスメントをしたと思わない」という考えは排して、相手の主張に耳を傾け、自身の行動の改善に努めてください。自身の行動の何が不適切だったか判別できない場合は劇団窓口までご相談いただくか、第三者機関にご相談ください。

5. 当劇団におけるハラスメントへの対応

【座組内でハラスメントが発生した場合】

被害者・加害者双方に事情を聞いた上で、被害者には適切なケアを、加害者には再発防止のための行動改善を促します。改善を促したにも関わらず同様の加害行為が繰り返される場合は制作の進行度合いに関わらず降板等の措置を講じます。

明らかな暴力行為・性加害などの犯罪と考えられる事態が起きた場合は警察に通報するなど速やかな毅然とした対応を行い、即刻降板等の措置を講じます。

【劇団員からハラスメントを受けた場合】

第三者機関にご相談いただき、しかるべき措置を講じてください。再発防止や環境改善に真摯に努めます。それでもなお改善されない場合は、そのご報告があった時点で作品制作を中止します。

6. おわりに

劇的集団まわりみち'39 は、作品制作に関わっていただくすべての方に安心して参加していただける安全な環境づくりに努めていきます。そして制作に参加してくださった方々がこれまで以上にハラスメントに対する意識を高めてくださり、他の現場でもハラスメント防止に努めていただくことで、演劇界の体質改善につながっていくことを願っています。

上記に提示したハラスメント以外でも、「あれちょっとイヤだったな」「この進行で本番間に合う？」など少しでも不安なことがあれば何でもお気軽にご相談ください。

7. 相談先リスト

■劇団相談窓口

斜あみり (090-5072-0496)

慶雲 (090-3894-4512)

■性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

レイプされたら、病院に行くよりシャワーを浴びるよりまずここへ連絡しましょう。

■「舞台芸術関係者向け性暴力・ハラスメント相談窓口リスト」

<https://harassmentmadoguch.wixsite.com/list>

舞台芸術界で働く人に多い、雇用契約を結んでいないフリーランスでも相談可能であること、相談者のジェンダーとセクシュアリティに限定がないことを念頭に作られた相談リストです。

■ Arts and Law

<https://www.arts-law.org/>

弁護士・弁理士・会計士など有資格の専門家の協働による、芸術・文化・創造的な活動への無料相談窓口

■ 映演労連フリーユニオン

<http://www.ei-en.net/freeuni/>

「映演労連フリーユニオン」は、映演労連（映画演劇労働組合連合会）が作った映画演劇産業に携わる方なら個人でも加盟が可能な労働組合。有料だが、会員になれば弁護士費用を補助してもらえる場合がある。

■ 一般社団法人日本芸能従事者協会

<https://artsworkers.jp/>

芸術・芸能の仕事に従事するすべての方と、日本の文化の発展をともに考え、実現していくための協会。有料会員限定だが、「芸能従事者こころの 119」では、フリーランスの芸能従事者がメンタルケアを目的とした相談が可能。

8. 参考文献

■ EGSA JAPAN 制作「芸術分野におけるハラスメント防止ガイドライン」

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScs_z0-VQW9y7Sp22Bc8XVCk_DSbtIkUmFoGWyqKAaJ-zh11Q/viewform

■ 演劇・映画・芸能界のセクハラ・パワハラをなくす会 制作「ハラスメント講習資料」

■ ロームシアター京都 制作「ハラスメント防止ガイドライン」

<https://rohmtheatrekkyoto.jp/news/71649/>